

1 趣旨

- (1) 目的 文化庁が示す「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 12 月 27 日付 30 文庁第 732 号)に基づき、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されるために本方針を策定する。
- (2) 対象 都立中学校(中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)並びに都立高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)における文化部活動を主な対象とする。
- (3) 経過

平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 12 月	平成 31 年 3 月	平成 31 年 4 月以降
スポーツ庁 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	東京都教育委員会 「運動部活動の在り方に関する方針」	4月から実施		
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f0e6ff; padding: 5px;"> 当面、文化部活動の特性を踏まえつつ、「運動部活動ガイドライン」に準じた取扱い </div>		文化庁 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	東京都教育委員会 「文化部活動の在り方に関する方針」	4月から実施
	運動部活動の方針と齟齬がないように策定			

2 内容

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 文化部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 文化部活動用指導手引等の活用

3 適切な休養日等の設定

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置
- (2) 地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し

※ 適切な休養日等の設定

<運動部活動の方針と同様>

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 日の活動時間は、長くと学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

3 今後の取組

東京都教育委員会

- 区市町村教育委員会及び都立学校に本方針を通知
- 東京都教育委員会ホームページに本方針を掲載
- 学校の文化部活動の状況について、定期的にフォローアップを実施
- 部活動指導員を拡充
- 「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成

学 校

- 本方針にのっとり、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定
- 年間及び毎月の活動計画等を作成
- 校内で策定した活動方針及び活動計画を学校のホームページ等で公表